

久曾神氏の「俊秘抄について」を讀む

岡田 希雄

私は今より數へて十八年前の大正十年六月七月の「藝文」(京都帝大文學部の機關雜誌であつたが、昭和六年二月、第二十二年の二月號を以て終刊と成つた。總索引も單行本として行はれて居る)に「俊頼無名抄の著者と其の著述年代」と云ふ四十三頁の文を載せていたゞいた事がある。其れで其の後も俊頼無名抄や源俊頼に関する雜誌論文や、卒業論文目錄などは注意して居るつもりではあるが、不注意で見落すのが常であり、折角氣づいた雜誌論文もわざ／＼其の號だけを購入するのも煩はしいので殆んど見て居ないのである。現に國語二ノ三に出た井上丁氏の文は出た事も知らぬし、久曾神氏らの文も出た時は知らなかつたのである。私の見た唯一の俊頼關係の文は、名古屋から出て居た「國の花」と云ふ歌の雜誌

に、昭和二・三年頃出て居た久保田安治氏の「源俊頼論」と云ふものである。ところが「書誌學」を愛讀して居るので「國語と國文學」三月號に久曾神昇氏の「俊秘抄に就いて」が載り、六月號に宇佐美喜三八氏の「源俊頼傳について」が出たのを知り大遲滞ながら拜見し、拜見したについて、高説に啓發せられつゝも主として久曾神氏の御説につき二三お伺ひも致し、又云譯がましい事も申したいのである(私の前稿は卒業論文の一部分であり、私は俊頼傳も一應は查べたのだが、これを論文に入れると、すでに制限頁を超過してゐるものがいよ／＼益々超過する事に成るので、論文中に取り入れる事を中止したのである。さて中止して見ると、卒業後は未完成の傳記を積極的に查べる事も興味が無くなつてしまつたので、

今日に於いては宇佐美氏の高説は、其のまゝ受容する他は無
いからである。

久曾神氏の論文の第一節は俊秘抄傳本考であり、傳本
の系統を調べて原形を探らんとして居られるのだが、氏
の見られた本は歌學文庫本・續々群書類従本の他に二十
本がある。ところで私が十九年前の卒業論文研究に見
たのは、二種の刊本以外に僅か七本あるだけである。王
朝和歌研究の最高權威とも云ふ可き久曾神氏の二十本に
對する大學三回生の七本ではお話に成らぬが、仕方も無
い。先づ私の容易に見られる本と云へばたゞ京大本ある
のみであるが、

(一)尾崎本 尾崎^{シシヲ}六夫舊藏二冊本。渡忠秋^{ワタツチアキ}門人^{カドマシ}の門

人^{ヒト}安夫^{ヤスオ}が自ら寫した新寫本だが、何の特長も無く、
歌學文庫本と略同じ、京大國語國文學研究室藏。

(二)顯昭本 京大圖書館藏一冊、不完本。歌學文庫
本四十五頁上欄六行まであり、書物の題號など全く

久曾神氏の「俊秘抄について」を讀む

無く、尾に「本云顯昭法師作也」とあるから、實め
てこれにでも依り名を與へむとして、顯昭本と云ふ
たまでの事。

(三)久世本 京大圖書館藏、一冊、久世子爵家舊藏

本、題簽に「無名抄 俊頼」とあり、四卷に別たれ
百二十一葉。第七十六葉に例の建久四年十一月云々
の顯昭識語久曾神氏の文の五十五頁上欄に見えるものあり、百九葉目にも「顯
昭」とあり、又壽永二年云々の識語久曾神氏の文五五
頁上欄の尾に見ゆ

り、久曾神氏の「顯昭本の乙本」と云ふのに當るか、
又は近いものらしい。

(四)慈鎮本 寫一冊、研究室所藏。題簽や見返しに

よると、天台座主慈鎮和尚の眞蹟本の寫しと云ふ本
だから、此の名を假りに與へた。「俊頼卿口傳」とあ
り、紙數百葉。但しこれも歌學文庫本の上巻に當る
卷のみ存し、下巻は無い。又「うさかの森」の段は
無い。卑猥なるを以て故意に省いたものらしい。

の二完本と二不完本とである。ところで本文校合で困つ

て居た私は、吉澤教授にお願ひしたところ先生は帝國圖書館本三種を借り出して下さつたのである。其の本は

(一) 田中本 二冊、榊原芳野の舊藏本であるが次ぎの本との混同を避けて舊藏者田中金藏の名に因み田中本と稱するのである。題簽には「俊頼口傳」、内題には俊頼口傳集とある。古い奥書は無くて「……難得之書、宣十襲也、榊原芳野」と云ふ識語があるのみ。續々類從本と同じ系統の本だが百二十二段より百四十三段に至る二十二段の脱落がある。久曾神氏の脱落本(戊)の帝國圖書館「俊頼口傳集」の事であらう。

(二) 榊原本 一冊、題簽に「俊祕抄完」とあり、壽永二年の奥書がある、久曾神氏の丙本の中に帝國圖書館「俊祕抄」とあるものだらう。

(三) 高崎本 一冊、高崎文庫、高崎學校等の藏書印があるから高崎本と稱したのである。題簽には俊頼髓腦とあり、久曾神氏の「定家本——應永十六年轉

寫本——帝國圖書館俊頼髓腦」とあるものに當り、定家のものでらしい識語、應永十六年の識語がある。さて此の三本を借りて頂いたのは、文學部の教官や學生らが懇親會を兼ねて名古屋、養老方面へ一泊旅行した時にお願ひしたのでから、本を見たのは十一月の末に

て、一方ではすでに論文を清書し初めて居たのだから、校合は人任せで大事な所は自分で見たが自分のした校合にした所で、校合の本質などを辨へて居ない時代の事だから、今から見れば、無意味に近いものである(何しろ制度が變じ、三回生として一年一月に論文を提出すると云ふ譯だから、其の前に暑中休暇があるとは云へ私の場合としては題目を決定するに迷うなから結局五ヶ月半で書き上げたので随分苦しい思ひをしたので)。

以上の如く刊本二種、寫本七種を相手にしたのであるに過ぎないから「俊祕抄には二卷本四卷本久世本のみ五卷本田中本のみある事、二卷本でも分卷は一定せない事などから、本書は元來一卷物であり、其れが後人により分卷せられたのであらう、壽永二年の頃には四卷本もあつたらう」と推定し、「田中本と類從本とは原形通りでな

い、他の諸本の方が原形に近い」と大まかに推定した事
も、久曾神氏より云へば見戯に等しいものであらうが、
ふた昔前の卒業論文の一部としては、己むを得ないと自
ら慰めて居る。

二

さて久曾神氏も見られ自分も見た本について一言した
い。其の一つは自分の高崎本、氏の定家本の事であつて
此の嘉禎の識語には某朝臣以下の九字が理解しにくい
のであるが、とにかく、久曾神氏はこれを定家の識語とせら
れた。が果して何うか。私も一往は定家のならんとして
居たが、直ぐ否定して居る。按ふに此の記事によると、
定家の家には俊秘抄がたゞ一本存し、定家は安元の頃
定家十四歳より
十六歳までの頃に人が讀むのを聞いた程度であり、剩へ其本
焼失したため六十餘年忘却してしまつて居り、やうやく
嘉禎三年に至り存外に見及んで乞うて書き留めたと云ふ
のである。しかして本の焼失したのは何時の事か不明だ
が、久曾神氏は古來風體抄に俊成が引用して居るから、

其の後三年に
俊成死す焼失は其の後であらうとして居られるが、これ
はどうか。風體抄は建仁元年に成つたもので、安元元年
から云へば二十七年目である。歌人としての修業時代の
二十七年間、定家は父から俊秘抄を借る機會が無く、假
りに機會があつても愚書だと見くびつて見るを喜ばずし
て、安元より嘉禎まで六十餘年忘却不覺悟と云はねば
ならなかつたのだらうか。この點が甚だ怪しく、自分は
常識から考へて有り得可からざる事と思ふが何うだら
う。俊成は風體抄より八年程前の建久四年に行はれたら
しい所の六百番歌合の判辭にも「俊頼朝臣の書て侍る物」
といふ風に引用して居り間違ひの多い事を述べて居る。
定家も承久元年七月に書いた毎月抄に「俊頼朝臣、清輔
朝臣などの庭訓抄」と云つて居るが「俊頼朝臣の庭訓抄」
は、こゝの定家の論が極めて漠然たるものであるから、俊
秘抄の何所を引用して居るとは明言できないが、文庫本
廿一頁下、廿二頁上、九十六頁上等に見えた説を漠然と
指して居ると見る事も出来る。又定家は貞永元年七月の

定家卿長歌短歌之説の尾で「此外俊頼朝臣無名抄或號口傳書此事件抄基金吾後不爲可云々」と云つて居るのでこれも定家が、俊祕抄を見た上で云つたとも云ひうる。しかし、簡單すぎるから、俊成などの庭訓を覚えて居り書いたのだと云へない事も無いから、問題としにくい。しかし父の所持品を定家が見なかつたと云ふ事は何うも首肯できない。それで此の讖語は定家らしく見えるが實は、定家の死後に至り、子孫のものが捏造的な讖語を加へたのではあるまいかと臆測したい。

三

次に注意す可き本は、久曾神氏の乙本中の松井文庫本で代表せられる顯昭本であらう。自分の見た久世本一冊が同系の本であるが、(第一冊の尾に相當する所に顯昭の二字無き點も等し)、第四冊の壽永二年の讖語に顯昭の名が見えないので自分は壽永・建久の讖語が同一人のものと認めえず、書寫により偶然一冊中に入り來つたものと誤解し、従つて、平家の都落と云ふ大騒動を顧みず、壽永

二年八月二日に仁和寺の紫金臺寺で顯家朝臣本で校合して居た或る殊勝なる法師を、拾遺抄註五月八日註進後拾遺註七月注進詞花集註八月注進等を注進しつゝあつた顯昭に擬するを得なかつたのは慚愧の至りである。

さてこゝで、奥書の讀方を検討するに壽永二年の奥書は奉字があるので讀み難い。久曾神氏は……奉_レ爲_二賀陽院_一俊頼朝臣所_レ作云々と讀んで居られるが、「知足院入道殿下の命を奉ずるに依り、賀陽院の爲めに、俊頼朝臣作る所と云ふ」と讀んでは何うか。さらに奉爲二字は、人が死んだ後の場合に使ふのが普通だが、こゝは特殊例であると見れば知足院入道殿下の命に依り、賀陽院の奉爲に俊頼朝臣作る所と云ふと讀めないであらうか。

第二冊の讖語は久曾神氏の引かれたのは

顯昭

建久四年十一月十四日夜實時於大雲院御所（イ）以書寫本

一校畢

書寫以後已十一ヶ年也

とあるが、私が見た久世本では顯昭の二字が其の行のすつと楯の方にある。しかし「實時」と云ふ誤字は一致する。これは寫本で見れば直ぐ判るが亥時の誤だ。次ぎに大雲院が然うは讀めず、大聖院と讀む可き字と成つて居る。ところで此の識語は震災前の東大國語研究室所藏の俊頼無名抄にも見えて居た由で橋本博士は「法橋顯昭の著者と守覺法親王」(史學雜誌三一ノ三、大正九年三月號)の中で引いて居られるが、其れは

已上蔡本第三卷

顯昭

建久四年十一月十四日之夜亥時蔡本奥書於大靈院御所_{以御所以三書寫本一校畢}

と云ふ文であり、衍字が七字もあるが、亥時は正しい。しかして校合場所は大靈院と成り居り、博士は大靈院御所が何所であるかにお氣づきでないが、これは大靈院も大雲院も誤で、久世本の大聖院が正しいのである。群書類從に仁和寺諸堂記と云ふ八頁の小冊がある。仁治三年六月のもので、當時退轉してしまつて居るものも擧げて

久曾神氏の「俊祕抄について」を讀む

居るが、其の中に

大聖院 紫金臺寺御堂 皇極御建立當時御所也、本尊不動
毘沙門吉祥天

とある大聖院が顯昭の云ふところの大聖院御所の事なればならぬ。(其の次に鎮守の事見え、さて紫金臺寺の記事がある。大靈院・大雲院の如きは此の諸堂記には見えない)

四

久曾神氏の文の第二節は「俊祕抄の著者」であるが、其の中に、藤岡作太郎博士が、俊祕抄を偽作だとせられたについて、或いは博士が材料に用ゐられた本が悪い變改本であつたのでは無いか、若しさうであるなら疑問を懐くが當然であり、敬意を表すべき説であると云つて居られるのは何うか。明治四十一年九月より日本評論史を講じ初められたのだが、其の前年の七月に最も質の悪い類從本が出て居るから、恐らく此の本を見られたであらうが博士の地位としては、もつとましな其の他の本を見られなかつたとも云へない事である、しかも博士の否定

論は、異名、文體、及び本書中の俊頼の歌論が散木集を家集とする俊頼にふさはしく無いといふ事のわづか三點(何れも例外れであるが)に基いて居るに過ぎない事から見れば、博士が俊祕抄を否定せられたのは、奥義抄、袖中抄、古來風體抄、長明無名抄、方丈記などを抹殺せられた事と同様に、むしろ考證を無視せられたがための輕卒な結論であつたと申す可きであるまいか。

五

第三節は「俊祕抄成立年代」であつて、こゝでは、私の指摘せなかつた事、又指摘できなかつた事をかなり擧げて居られ、啓發せられる事が多い。

先づ關戸本三寶繪詞中巻の片岡山説話に於いて、聖徳太子の御歌が短歌と成つて居る、(前田家本はやはり長歌として居る)、ところが顯昭の古今集序註によると、此の長歌を「しなてるや片岡山にいひに餓えてふせる旅人あはれ親無し」と云ふ短歌形にしたのは俊頼が最初だと云つて居る。しかして關戸本は保安元年六月七日の書寫だか

ら俊祕抄の成立も保安元年六月以前であらうと久會神氏は推定せられたのである。これは關戸本が俊頼筆と傳へられる事に結びつけると、いかにも妥當と認められる。

次に元永元年十月内大臣(忠通)家歌合に於ける基俊の「今朝見ればさながら霜を頂きて翁さび行く白菊の花」に對する俊頼の判辭と、俊祕抄の「翁さび人なとかめそ」の説明とを比較すれば、俊祕抄は歌合より前のものであると考へられると久會神氏は云つて居られる。しかしこれは何う云ふ意味であるか私には判らぬ。俊頼の判辭(袖中抄卷五にも引く)には「翁さびと云事は翁されと云詞とこそ承置たるに、是は(此の歌)此こゝろにはたがへり、慥なる事をたづねて一定を可し申」と云つて居るが(次に基俊の判辭がある)俊祕抄では、こゝの所はつきりせず、文庫本は「おきななれともといふなり」(これであると、「なれ」は指定の助動詞である)とあるが、又「されともいふことばなり」と云ふ校異もある。しかし又私の殆んど役に立たぬ校本(其の理由は、述べた)では「おきなざれといふ詞なり」とある本もある。これでは譯が判らぬが古人

の引用を見るに、顯昭の袖中抄卷五には「無名抄云、おきなさびとは翁されと云詞也」とあり、同時に引用して居る奥義抄にも然う見えて居る。これで見ると俊頼は俊秘抄に於いても、判詞に於いても一貫して「翁され」の義を執して居たと見る可きであるから、私にはこれが俊秘抄成立期の推定に役立つと云ふ事が判りかねるのである。

次ぎの「さだい辨長忠」は私は材料とはせなかつた。私が見た本にはさだい辨とあるが、類従本の右大臣、十訓抄の右大辨から、左右に誤りがあるのを知つて居るので、公卿補任や辨官補任により彼れの任官期が明確であるにしても、この論據よりも優越であると信ずる「中納言殿」の方を重視するため、全く長忠の事は眼中に入らなかつたのである。平然と單純に無視してしまつた譯である。思へばこゝらが考證の何たるを知らず、がむしやらに優越な論據により結論を出さんと焦り、石橋を叩いて渡らぬやり方の缺點であるが、當時としては、此の態

久曾神氏の「俊秘抄について」を讀む

度を怪しみはせなかつたのである。(但し其の後次第に、石橋主義となり、叩き過ぎて蛇まで追ひ出すなど、ひやかされるやうに成つた)

六

次ぎは例の中納言の連歌だが、これは後まはしにして、堀河院中宮の花合事件につき述べるが、此の花合の年時は残念乍ら確知する事が出来なかつた。但し新千載集の記事は知つて居たのだが卒業論文を見ると割註で「長治二年閏二月の物は新千載集卷二春下、た折りても云々の歌に見ゆれども、詞書によれば無名抄にいへる所のものにあらず」と斷つて居るのである。何故斯う云ふ風に書いたかと云ふに、中宮の崩御を認め、「とりつゞき」の言葉から花合の時期を成る可く、堀河院御治世中でも終りの方に擬定したかつたからである。これも辯解がましいが、若さに基づく未熟である。さて其の長治の割註であるが、論文脱稿後いつ書き入れたか知らぬが「十訓抄詳解上ノ一二五ハコレトスル也」と傍記して居るし、又、

私の校本には、「散春二下同ジキ時カ」「八雲一ノ三八才」とも書いて居るが八雲抄は年月を云はぬし、散木集にしても同じだから、結局私には此の花合の時期は判らなかつたのである。(因みに、久曾神氏は「(花合の記事)の直前に堀河院崩御の事を述べて居るから、俊秘抄の成立は、崩御あそばされた嘉承二年七月十九日以後である事は明らかだ」と云つて居られるが、此の事も亦、私は全く何も云はなかつた。例の通り、明白でありすぎるからであるからである。しかも、俊秘抄とは殆んど縁も無ささうな忠通の春日祭使が、天仁元年十一月二日であり、其の時周防内侍が女使をつとめた事を、かなり苦心して探し出して得意と成つて居たのである。思へばたわいな事である。ついで乍ら内侍は此の祭使の後、又俊秘抄成立以前に高齢で死んで居るのである。それで、内侍の歿年が判ると、成立期の上限材料の一つと成りさうだが、判らないのは遺憾である。私は十九年前にしらべたきりである。若い人々に闡明して頂きたく思ふ。)さてこゝの

記事であるが、久曾神氏の擧げられたやうに二種ある事は知つて居たが、私は越前の守仲實の死んだのは元永元年三月二十六日、六十二歳の時の事であつたと認めて居ると、「ほどなくとりつゞきてうせ給ひにしこそあやしかりしか」の敬語とで、こゝは無論堀川中官が歌合にとりつゞきて崩御ありし事と考へ、(こゝは天皇や院宮にまが／＼しき事の生じた例の中の一つであるからである)それ故、其の花合を成る可く崩御の御時に近づけたく思ひ、そこで長治二年閏二月ではあるまいとさへ推定した譯で、今でも其のやうに思うて居る。久曾神氏は定家本の如く「ほどなくとりつゞきてうせ給にしこそあやしかりしか」は、元々無かつたのだが、中宮崩御し給ひ、仲實も崩御に引き續き(四年後に)卒去したので、建久四年以前に於いて誰か「ほどなく云々」を書き加へたと推定せられるのであるが、單なる臆測で穿ちすぎては居まいかと思はれる。なほ定家本文では、「人の申しか」は終止だから、「こそ」が無ければならぬのにこれが無いのも不思議

だ。(この有無調べていたよきたい) 私は久曾神氏の説とは反對に、「世にいましきことに申しがほどなくとりつゞきてうせ給にしこそあやしかりしか」と云ふ風に、「しか」が前行と後行とに出てくるので「しが」と「しか」との間は丁度一行分ほどであると見てよい(目移りで「ほどなく」以下を書き落し、「……人の申しか玉のみどりは……」と續くに至り、そこで「こそ」の係結も亂れるに至つたのだと思ふが何うであらうか。久曾神氏は、自分には單なる主觀論であるやうに思はれるが、私のは、此所の例話が、高貴の方に關する不吉な事件の舉示である事、「こそ」の係結の無き事、「うせさせ給ひにしこそ……」の敬語的表現を土臺として云ふのだから、我田引水ながら、私の方が優れて居るやうに思ふが何うであらうか。

七

最後に「中納言殿」と俊重との連歌を述べよう。
さて久曾神氏は、

久曾神氏の「俊秘抄について」を讀む

かりぎぬはいくのかたちしおぼつか
わがせこにこそとふべかりけれ
中納言殿
俊重

とある中納言殿を、私が續詞花集卷十九連歌部と袖中抄卷四とにより、泰子の弟、忠通であるとし、忠通の中納言であつたのは、天永二年正月二十三日より永久三年正月二十九日に至る四年間だから、此の連歌の記事は、必ず永久三年正月二十九日まで書かれたもの(と云ふのは泰子への献上本が清書せられた筈であるとの義)と云つたに對し、結局は私の説に賛同はして下さつたが、其れまでに「中納言は誰か」と云ふ疑問を起し、様々に批判して居られる。其の批判は第一に忠通の年齢に關して居る。即ち永久三年でさへも忠通は十九歳であるから、永久元年では十五歳であり、假りに永久二年に此の連歌を作つたとしたら十八歳にして「少し若過ぎる」「忠通が十八歳以前に連歌を作つたであらうか」と云ひ、大問題として居るが、これは私には少々滑稽なる疑問と見える。十八歳と云へば今日では中學校五年生か高等學校一年の年齢で

あり、われ／＼は其の頃立派に一人前の男子を以て任じ居つたのであり、私事にわたるが十六歳の四年頃から、文學かぶれして、ひそかに鈴木三重吉ばりの小説も書く、オスカアワイルドばりの戯曲も書く啄木ばりの歌も作つて居たのである。何所の學校でも成績優良組み又は其れに近いものの中には斯う云ふ文藝趣味の學生が、今も居ると信ずる。斯う云ふ私の経験から云へば、早熟な平安朝貴族が十八歳で連歌を作つたとか作らぬとか云ふのは少し、彼等貴族の教養を輕視した傾があるのではあるまいか。光源氏は七つの御書始の年に、鴻臚館に於いて高麗人と詩文を作り交して居る、(光源氏だけの事で無い、江戸期の富士谷成章にしても九歳で朝鮮人と筆談して居る)七歳の松雄君は口遊(現存のは抄本)を讀本として學習したのである。當時の青少年貴族の教養は高かつた筈である。しかしして忠通は特に諸般の學才ありし點で名高い人だから、十八歳の忠通に連歌が作れたか何うかなど云ふは何うか。連歌と云つても、前句を出す位ならば、いと

容易な事である。しかしして、既に今鏡ふちなみの中、みかさの松の條に忠通の事を「まだおさなくおはしまし、時より、歌合など朝夕の御あそびにて、基俊俊頼などいふ時の歌よみどもに名かくして判せさせなどさせさせたまふことたえざりけり」とある。連歌は今でこそ面倒な制約のため長連歌を作る事は困難と成つて居るが、今鏡の記事から察すると、大體遊戯氣分から一首を二人で唱和して居ただから、忠通に關してやかましく云ふ程の事は無いと思ふ。

さらに此の連歌の事は、俊頼の散木集にも見えて居るのである。即ち散木集下巻連歌部の最初に

殿下中將にておはしましけるころ人々に連歌せさせて
あそばせ給ひけるにせさせ給たりける

かりぎぬはいくのかたちしおぼつか

これを入々つけおほせたるやうにもなしとて後に人の
かたりければ心見にとつつけゝる

しかさぞいといふ人もなし

とある。これで見ると、忠通の邸などで忠通が「狩衣は

幾のかたちしおぼつかぬ」と前句を出したので、側近の連中がわれ勝ちに付句を試み、俊重は「わがせこ兄弟にこそ問ふ可かりけれ」とかなり器用につけた、此の事を俊重が父俊頼に報告したところ、俊頼には人々のつけた何の句も氣に入らないので、俊頼は「しかさざいと云ふ人もなし」と付けたのである。しかも散木集では中納言殿とは云はず中將であつた時と明記してある。忠通の中將であつたのは嘉承二年十二月八日以後永久三年四月までの八年間であり、中納言であつたのは天永二年正月二十三日より、永久三年正月二十九日までであり、一致せない。しかも俊頼は中將であつた時として中納言であつた時とも斷つて居ない。これはうかと中將と書いたままであると云つてしまへば其れまでだが、此の明確な書き方から察すると、これは忠通が中納言に成つて居ず、まだ單に中將であつた時の事であつたと見るを妥當と考へる。さうすると、此の連歌はまづ忠通十一歳の十二月八日以後、十五の正月二十三日までと云ふ事と成り、十八

久會神氏の「俊秘抄について」を讀む

歳でさへも難物視せられた久會神氏にとりては容易ならぬ年齢と成るが、散木集に明記してある以上、われ／＼は其れを信ずる他は無い。(久會神氏が根本史料とも云ふ可き散木集を無視せられたのはまことに千慮の一失と申したい。ついで乍ら此の散木集の事は藝文發表の文には省略してしまつて居るが卒業論文其のものには書いてあるのである。では何故、藝文發表の分では省いたかと云ふと、あの文を掲載するにつけて「成る可く簡潔にせよ」の御注意があつたからでもあるが、例の判りきつたやうな事は冗説するに當らないと云ふ心持があつたからでもある。若しあの文で私が散木集を引いておいたならば、氏は基綱などを引き出すやうな事はせられなかつたらうと思ふ。ところが、續詞花集や袖中抄だけでは納得できないので、忠通を否定せんとしてさまざまに考慮せられ、單に俊頼の子息俊重が忠通に接近するのがをかしいとか、「中納言殿」は俊頼の兄基綱だらうと云ふ假説を出された譯であるが尤もすく否定攝關家の姫君の讀物として奉る

ものに、著者が自分の兄を「中納言殿」と云ふ風に敬語を添へ實名は省くと云ふやうな非禮な書方はする筈が無い。「中納言殿」と書けば、誰の事だかすぐ判るから斯う書いたのだと見る可きで、此の場合では無論泰子の御弟忠通の事だから斯う書いたと見る可きである。

卑官の子弟と名門の公達とが親近して居るのが怪しいと云ふ事も一概には云へまい。當時としては誰しも名門に親近せんとしたのであり、俊頼は卑官であつたにしても和歌の名人であり、其の父は有名な帥大納言經信であるから、俊重を攝關家の公達の相手も出来ぬほどの無下の下臈扱ひす可きでない。しかも俊重は、康和四年三月廿日にはすでに式部丞であつたのである。式部丞と云ふと是れ亦卑官とは云へるが、とにかく一人前の役人であり、源氏物語の帯木を見れば判る通りに、忠通より種姓の尊貴な光源氏に親近して、美人論の御相手も出来るのである。これらから見れば中將忠通と俊重との親近情態は決して不自然では無い。殊に内大臣忠通が二十二歳の

元永元年十月に自邸で開催し、俊頼・基俊二人に判をさせた歌合の作者の一人少將君は其の註に「俊頼朝臣女、關白家女房」とありて、忠通の父、關白忠實の女房である。少將の君此の名は父がかつて右近衛少將であつた事によるのだからが富家殿の女房と成つた時代は知らないから、此の人が俊秘抄の成立に一役つとめて居るなど云ふ推測はせないが、とにかく、俊頼一家が忠實、忠通の一家に接近し、いよ／＼親近して居た事は想像できるのである。

要するに、此の連歌事件は、若い、恐らくは十四歳までの少年忠通と其の側近者連中との文學的な日常茶飯事的な事であつたらうが、親として、子の俊重を吹聴したさに、連歌にかこつけて、俊秘抄の中に書き入れたものだらうと思ふ。

基綱の事はもはや問題では無いのである。かくて結局久曾神氏は

(甲)本書の成立は堀河中宮崩御以前である、即ち承久二年十月以前である。

(二)しかも忠通の中納言時代であらうが、永久二年は忠通は

十八歳だ、其れ以前とすると「若過ぎる事となるので」

(希云つまり連歌を作るのに若過ぎると云ふのだ)永久元年乃至二年十月までの間に奉つたらう。

(三)そしてさだい辨長忠は原本には「右大辨」と書いてあつたらう。

若し又

(乙)中納言を基綱とし、長忠を左大辨とし、仲實歿後の事とすれば永久五年乃至保安元年頃とすべきであらう。

と推定して居られ、乙説の根拠は傳本により異なるに反し、甲説を否定するには、續詞花集、袖中抄の記事を否定せなければならぬ難點があるからとて、「暫く」甲説に従うて居られるのである。本書中の書き方や散木集によりて中納言殿が基綱で無く忠通である以上は、乙説は絶対に成立せない。同時に又、忠通を十八歳と限る必要の無い事は、私が述べた通りだから、氏の甲説は十七歳の時であつても十八歳の時であつても宜しい譯である。要するに天永二年正月まで、即ち忠通十五歳の時まで溯ら

久曾神氏の「俊秘抄について」を讀む

しめて宜しい譯である。

八

さて私の考へは何うか。十八年前に俊秘抄の年代を論じ「或る書の著述せられた年代を考證して、それが二三年の間に出来上つたらしいと云ふ風な結論に達すると、いかにも尤らしく考へられて安心が出来るが、今の場合のやうに餘りに年代が明確になつて來ると、かへつてあぶなく思はれて來る……」と云つたが、此の悩みはやはり今も存する。

私の主な論據は、久曾神氏と異り「中納言殿」であり、第二は中宮花合である(右大弁の事は、私の結論には全く無用である。)しかしてやはり中宮崩御後と認めたいが、それでは今述べたやうな悩みがある。全く途方にくれる。故に今はもはや結論は述べずして、花合に關する本文批評の正否につき、又其の他の事につき一般の高教、殊には久曾神氏の高教を仰がうと思ふ。(但し長明無名抄の成立期に關する場合の如く、水かけ論に成るのだらうか)

又以上の文中で引いた總ての古書に關して、其の本文の異同を調査して下さるやうな特志家がある事を望む。

最後に付け加へたい事は、既述の周防内侍の歿した年月の調査である、これが借りに天仁二三年に死んだとでも云ふ事に成れば、成立期推定に役立つ。又俊秘抄「木の丸殿」の條に文庫本五「候しもりふさかせんぞ」とあるが、此の盛房は忠實の家の家司であつたのだ、其の事は中右記で判るのだが、「候し」と過去の形で書いてあるのを見ると、俊秘抄の成立期以前に家司をやめたか、又は死んだかであるが、其の止めた時期又は死んだ時期が判つた場合に、俊秘抄成立期推定に役立つ事があるかも知れないと云へる。だから、これも調べてほしい。此の二つの希望を述べておく。(七月二十七日稿)

七月號正誤

井口「心敬の連歌論」

頁	行	誤	正
二三	一〇	物無に	物毎に
二四	五	委クハ雲ニ	委クハ八雲ニ
同	一一	どなと言つてゐる	などと……
二八	五	一方歌の方でも	一方連歌の方でも
四三	五	父亡卿	亡父卿
四六	五	尼作ノ頭句	尼作ニ頭句
同	一七	つうらふさま	うつらふさま
四八	五	雅麗	雅麗
同	一三	人待つ神	人待つ袖
四九	九	愚私抄	愚秘抄